

商品概要説明書 定期積金（スーパー積金）

平成 23 年 7 月 25 日現在

商品名(愛称)	・定期積金（スーパー積金）
販売対象	・法人、個人
契約期間	・6ヵ月以上5年以下
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1円単位
支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません） ・法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに1%上乘せした利率） ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合、その利息は預入日から解約日前日までの日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算し、この積金の掛込残高相当額とともに払い戻しいたします。
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理・コンプライアンス統括室(9時～17時、電話：0162-23-5131)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理・コンプライアンス統括室、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。